

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）勤務実態等申立書

事業所名称 \_\_\_\_\_（雇用保険適用事業所番号 \_\_\_\_\_）  
 対象労働者氏名 \_\_\_\_\_（雇用保険被保険者番号 \_\_\_\_\_）  
 賃金締切日 \_\_\_\_\_日締切 賃金支払日（ 当月 ・ 翌月 ） \_\_\_\_\_日払  
 変形労働時間制（ 有 ・ 無 ） \_\_\_\_\_賃金支払形態（月給・日給・時給・出来高給・その他） \_\_\_\_\_

トライアル雇用期間における各月（※）の出勤状況を記入してください（有給休暇は、出勤日数に含めてください）。

	1月目	2月目	3月目
日付	/ (トライアル雇用開始日) ~ /	/ ~ /	/ ~ /
就労予定日	日	日	日
出勤日数	日	日	日
備考			

（※）トライアル雇用を開始した日、当該開始した日の翌月の応当日又は当該開始した日の翌々月の応当日をそれぞれ起算日とし、起算日からその翌月の応当日の前日までの期間を1か月間とします。

ただし、翌月に応当日がない月は、当該翌月の末日を当該翌月の応当日の前日とします。（例えば、起算日が1月31日で2月が28日までの年の場合、翌月の応当日の前日は2月28日、翌々月の応当日の前日は3月30日、翌々月の翌月の応当日の前日は4月30日となります。）

また、トライアル雇用期間が1か月間の場合であって当該期間が31日に満たない場合に限り、その不足する日数を加えた期間をもって1か月間とします。（例えば、トライアル雇用開始日が11月1日であってトライアル雇用期間が1か月間の場合は、11月1日から12月1日までが当該1か月間となります。また、トライアル雇用開始日が11月1日であってトライアル雇用期間が2か月間の場合は、11月1日から12月31日までが当該2か月間となります。）

※以下、事務処理欄ですので記入しないでください。

割合	支給額（月額）※1	支給予定額（（※2）日/（※3）日）の割合を左欄に当てはめ、支給額を算定		
75% ≤ A	4万円(5万円)	1か月目	万円	計算式（ 日 / 日 = %）
50% ≤ A < 75%	3万円(3.75万円)	2か月目	万円	計算式（ 日 / 日 = %）
25% ≤ A < 50%	2万円(2.5万円)	3か月目	万円	計算式（ 日 / 日 = %）
0% < A < 25%	1万円(1.25万円)	合計	万円	
A = 0%	不支給			

※1：括弧内は、対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合の額

※2：対象労働者が1か月間に実際に就労した日数（実就労日数：出勤簿等により確認）

※3：対象労働者が当該1か月間に就労を予定していた日数（本申立書に記載の日数）